

令和6年度の取組内容について

令和6年8月22日

徳島県生活環境部労働雇用政策課

とくしまスマートワークプロジェクト（15,000千円）

- テレワークセンター徳島の運営
- 県内企業等へのスマートワーク推進支援
 - ・ スマートワーク導入・定着に向けた相談対応・情報発信
 - ・ 関係機関・関係事業との連携
- 人材育成及びマッチング支援
 - ・ スキルアップのための「テレワーク講座」の開催
 - ・ 希望者へのキャリアカウンセリングやマッチング支援
- 「徳島県働き方改革アップデート・レポート（仮）」
の作成



働きやすい職場づくりを進め、労働力の確保・定着を図る

テレワークセンター徳島の運営

概要

県内企業におけるテレワークの導入やデジタル技術の活用による柔軟な働き方「スマートワーク」の推進を支援する拠点として、徳島県が設置（H27.10～テレワーク実証センター徳島）

- 場所：旧徳島テクノスクール理・美容科棟（徳島市南島田町2丁目25番地）
- 運営時間：午前10時から午後5時まで（土日、祝日、年末年始を除く）
- 支援内容：スマートワークに関する相談対応、情報提供 等
※ICTツールの体験も可能



とくしまスマートライフショーケース



R6.1.12 キャリアデザイン特別セミナー

県内企業等へのスマートワーク推進支援

スマートワーク導入・定着に向けた相談対応・情報発信

- スマートワーク導入・定着に向けた労務管理や環境整備について、参考となる情報（モデル就業規則や助成金、ICTツール等）をホームページ等で発信
- スマートワーク導入に向けた課題解決や成果向上のため、出張相談・出前講座等により、「スマートワークアドバイザー」が、企業等の状況やニーズに応じたきめ細かい支援を実施

関係機関・関係事業との連携

- 県の関係事業と連携し、スマートワークを活用した「障がい者雇用」や「良質な雇用」、「子育てに優しい職場環境づくり」を支援
- 「テレワークサポーターズ企業」や市町村、その他関係機関と連携し、効率的なスマートワーク推進支援を実施

知ってトクする お役立ち情報

アンケートの質問「テレワーク活用について希望する情報(複数回答可)」を特にご回答が多かった情報についてお伝えします。

テレワーク導入に関わる 助成金・補助金情報

①IT導入補助金 2023 後期 (一般申請)

②デジタル化基盤導入類型

③通常枠(A・B類型) 補助率1/2以内
ソフトウェアを新導入したソフトウェアやシステムを導入。

A類型 5万円以上150万円未満
B類型 150万円以上450万円以下

④ソフトウェア等導入 1万円以上50万円以下
ソフトウェア等(「開発」「運用」「保守」)の導入に要するソフトウェア、ハードウェア、印刷物等。30万円以下

⑤人材確保等支援助成金(テレワークコース)

①機曾等導入助成 30% ②目標達成助成 20% <35%>

県内企業の ワークスタイル変革コンサルティング事例

テレワーク「制度あり」から「定着」へ
アンケートにより定着のための課題を抽出

株式会社 エコエ建設コンサルタント

84年度従業員テレワーク実施者100名
84年度従業員テレワーク満足度4.6(5点満点)

社員がテレワークできるための環境が制度をいれず整えていた問題。しかしながら実際に定着する社員が増えず、その原因がどこにあるのかを明らかにすることも課題でした。そこで見直したのが「社員への周知方法」に。業務上の課題の可視化です。

3年が経った現在も、毎週必ず1日以上出勤を目標に課し、対象社員連名で加入者が今年度もテレワークを続けていきたいというほど定着したそうです。さまざまな工夫の中で私が注目したのは【テレワーク実施記録】。社員が業務上の課題を自主的に把握し、周知できるように工夫が、周知が定着の鍵です。

コロナ禍で県内企業が実施していた 業種別テレワーク適用業務

業種	現在、テレワークを実施している業務	将来、テレワークを実施したい業務
製造業	・業務内容に応じた業務 ・海外からの出張 ・グループ会社等の打ち合わせ ・顧客との打ち合わせ ・研修	・設備修理 ・研修 ・緊急業務 ・アサイン後のメンテナンス
建設業	・日々の営業活動 ・プロジェクト管理 ・設計業務 ・図面作成 ・顧客との打ち合わせ ・広報(ホームページ、SNS更新)	・本社業務 ・本社業務と建設現場による情報の連携 ・設計業務 ・顧客との打ち合わせ
卸売業	・社内外の顧客との相談 ・モバイルワーク(顧客) 在宅でもできる営業 ・顧客との打ち合わせ ・顧客への問い合わせ	・本社業務 ・本社業務と建設現場による情報の連携 ・設計業務 ・顧客との打ち合わせ
サービス業	・顧客への必要最低限の接客 ・顧客への問い合わせ ・顧客へのフォローアップ	・本社業務 ・本社業務と建設現場による情報の連携 ・設計業務 ・顧客との打ち合わせ
金融・保険	・顧客への必要最低限の接客 ・顧客への問い合わせ ・顧客へのフォローアップ	・本社業務 ・本社業務と建設現場による情報の連携 ・設計業務 ・顧客との打ち合わせ
情報通信業	・顧客への必要最低限の接客 ・顧客への問い合わせ ・顧客へのフォローアップ	・本社業務 ・本社業務と建設現場による情報の連携 ・設計業務 ・顧客との打ち合わせ

※事業内容別「テレワーク実施業務」についてのアンケートより、回答数が多い順に上位10業種を掲載しています。掲載数が多い業種はテレワーク実施者も多いためです。

テレワーク(モバイルワーク・在宅勤務)実施するなら 就業規則のココをチェック!

使用者は労務で規定したテレワークのルールを就業規則に定め、労働者に最初に周知することが望ましいです。チェックしてみましょう。

就業規則への明記が必要

- テレワークの対応者が明記されている
- テレワーク勤務者の就業場所が明記されている

通常の労働者と異なる場合には就業規則への明記が必要

- テレワーク勤務者の賃金や手当が通常の労働者と異なる場合は明記されている
- テレワーク勤務者の就業時間・就業場所・休憩時間などの労働条件が異なる場合は明記されている
- テレワーク勤務中の業務災害が発生した場合の取り扱いが明記されている

テレワークを導入しても労働条件などの労働条件が従来と変わらない場合は、就業規則を変更する必要はありません。しかし、就業規則の変更が伴った場合、労働条件の変更が伴った場合は就業規則の変更が必要となります。

テレワークモデル就業規則(厚生労働省 労働基準局)では就業規則を訂正する場合は、就業規則を訂正する旨を就業規則の改正部分に記載する必要があります。

テレワークセンター徳島(https://teleworkcenter.gyokko.or.jp/telework/)に掲載。

▶ その他確認事項

- テレワーク勤務者の労働時間などの適切な管理方法が定められている
- テレワーク勤務者の評価制度について適切に定められている
- 情報セキュリティ対策がテレワークにも対応して定められている
- テレワーク勤務者の健康確保のための措置を講じている(就業規則と併せて実施されている)

▶ 導入時に行っておくこと

- テレワーク対象者の労働時間の十分な説明や社内の意見を募る
- テレワーク実施に向けた就業規則の策定に社労士等の専門家に相談する
- その他、導入に向けた等は各専門家に相談する

一つでもチェック無し項目がある場合は 裏面の相談機関をご利用ください。

※チェックリスト以外で就業規則に定められた就業規則の変更が必要な場合があります。

人材育成及びマッチング支援

スキルアップのための「テレワーク講座」の開催

- 「テレワーカー」や「テレワークコーディネーター」を育成するほか、管理職やキャリアアップを目指す方を対象とした講座を実施
- 内容については、初歩的なものから専門的・実践的なものまで、各自の到達したいレベルに合わせて受講できるように企画
- 受講者が、自身にとって都合のいい時間や場所で学ぶことができる機会を充実させるため、オンデマンド講座を多く実施



キャリアカウンセリング・マッチング支援

- 就業を希望する受講者にはキャリアカウンセリングを行い、「徳島県すだちくんハローワーク」等と連携しながら、県内企業とのマッチングを支援



「徳島県働き方改革アップデート・レポート（仮）」の作成

背景

- 少子高齢化の更なる進展に伴い、特に中小企業では、深刻な人手不足が続く状況であり、働く人に**選ばれる企業**となることが喫緊の課題となっている。
- 一方で、働く人は近年、職場環境や制度面を重視して企業を選ぶ傾向にある。

目的

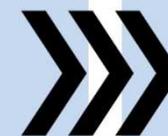
「徳島新未来創生総合計画」が掲げるビジョンの実現に向け、今後本県が推進していくべき「**県内企業が『選ばれる』ために有効な働き方改革の取組**」について検討する。

概要

- 県内企業の働き方改革に関する**現況調査・分析**
- 県内外の企業等の**先進的な事例の研究**

参考：県内企業への現況調査実施状況

- ・ 調査期間 令和6年7月12日から7月30日まで
- ・ 調査方法 調査票を郵送で配布し、Webフォーム・FAXにて回収
- ・ 調査対象 従業員数10人以上（役員を含む）の県内企業 約2,500社



今後の政策
立案等に
活用

